

明代「條例」鈔本の基礎的整理

明律研究会(猪俣貴幸^①・片保涼介^②・池田修太郎^③・豊嶋順揮^③・祁蘇曼^③・石井和志^④・許雲鵬^④)

①代表(文学研究科東洋史学専修D4), ②副代表(法学研究科法学専攻D5), ③東洋史学専修DC, ④同MC

①研究の背景と目的

前近代中国の法典は、『大明律』のような基本法典と、それを補完する目的で編纂された『問刑條例』のような副次法典、さらに随時出される敕令のような単行指令とに大別できる。

明代において『律』の條文は初代皇帝が定めた改訂することのゆるされないとされていた。『律』に規定のない犯罪行為は、所定の手続きに従って法の類推解釈をおこない、それを皇帝が裁可することによって、「條例」と呼ばれる判例として蓄積されるが、その法的効力は皇帝一代限り有効なもので、次の皇帝の即位詔でリセットされるのが常であった。

建国から百年を経た成化年間(1465-1487)にもなると、膨大

な「條例」を運用せねばならず、「條例」同士の矛盾も起こっていた。そこで成化年間からこの「條例」を精査して事類ごとに整理して書籍化しようというムーブメントがおこる。その結果、つづく弘治帝は即位に際して「條例」のリセットをおこなわず、弘治13(1500)年に副次法典『問刑條例』を完成させるに至る。

弊会が研究対象とする「條例」鈔本とは、東アジア各地に所蔵される成化・弘治年間の「條例」を収録した書物を指し、東京大学所蔵の『皇明條法事類纂』(以下、『事類纂』)、各地に散在する『條例全文』、台湾中研院所蔵の『大明九卿事例案例』などがある。

これら「條例」鈔本を整理して分析することで、『問刑條例』にいたる明代中期の法整備の実態を明らかにすることを旨とする。

②「天下の孤本」に家族がいた!

明治の碩学市村瓚次郎(1864-1947)が、1905年に北京から東大に持ち帰った『事類纂』について、法制史学者の仁井田陞(1904-1966)は「天下の孤本」と称した。すなわち、この本はこの世に1冊しか存在しないということである。確かに同名の書物は現在まで発見されていない。

しかし、台湾の法制史学者黃彰健(1919-2009)が指摘するように、その中身の「條例」一つ一つには別のテキストが存在する。それらと比較すれば、『事類纂』をより正確に釈読することができる。

猪俣が2018年度の留学中に、台湾で探し得た鈔本の中には、右の写真に示すように、『事類纂』と同じ「條例」が収録されている。ただ、『事類纂』とは異なる編集方針で掲載されているため、その「條例」がどの本のどこに載っているかが不明であった。それを整理する膨大な作業をおこなったうえで、これら史料の書誌学的分析と合わせて、下記の成果Ⅰとして発表することができた。

中国の天一閣、国家図書館、台湾の傅斯年圖書館、そして日本の東京大学と三か所に存在する「條例」鈔本をすべて整理するには、まだまだ時間が必要である。



成化十五年十月十日づけの條例「添官審録罪囚」。
左から『皇明成化十五年條例』・『事類纂』・『大明九卿事例案例』。
これらが『問刑條例』成立にどのように作用したのかを解明したい!



ある日の研究会風景。井上幸幸教授と院生の議論。
史料の解釈をめぐる応酬はまさに侃侃諤諤!

③明代條例データベース(仮称)の構築

猪俣が整理した『皇明成化條例』『皇明弘治條例』『皇明成化十四十五條例』と『事類纂』のインデックスは、成果Ⅰに附表として示したが、検索に必ずしも便利ではないため、石井がPC上で検索をかけられるようにデータセットを組み、ごく簡単な検索機能をつけて左の写真のようなデータベースを作成した。まずはテキスト化が完了している『皇明成化條例』と『大明九卿事例案例』から公開の準備を進めている。

まだどこかに「條例」鈔本が隠れている可能性も!!

④今後の展望

- ▶ 個別の「條例」が副次法典『問刑條例』として編纂される過程の解明。
- ▶ 『事類纂』と各種「條例」鈔本との継承関係や影響関係を考察。
- ▶ 祁蘇曼が発見した『明代檔冊』にも「條例」が掲載、その整理と研究。

⑤本年度刊行された研究成果

成果Ⅰ 猪俣貴幸「中央研究院傅斯年圖書館藏明鈔本『條例全文』殘本三種について」(『立命館東洋史学』(43), 2020年)

成果Ⅱ 豊嶋順揮「裁判文書から見る明中期の海」(『立命館文学』(673), 2021年3月刊行予定。)

このほか、中国政法大学朱騰教授の推薦を受け、『法律史評』に弊会の成果三篇が中国語訳されて掲載されることが決定している。